北海道サポート体制構築事業補助金交付事務取扱要領(令和4年6月9日技普第427号農政部長通知)の一部改正新旧対照表(本文)

改 正 後	現 行	改正理由
北海道サポート体制構築事業補助金交付事務取扱要領	北海道サポート体制構築事業補助金交付事務取扱要領	
令和 4 年 6 月 9 日技普第 427 号農政部長通知 改正 令和 5 年 5 月 11 日技普第 227 号農政部長通知		
第 1 ~第 23 (略)	第 1 ~第 23 (略)	
 第24 研修受講者に対するフォローアップ及び事業成果の検証 1 事業実施主体は、実施要綱別記4の第2の4に掲げる事業を実施するときには、研修期間中及び研修修了後、研修受講者の就農に係る意向や相談事項等(就農希望時期、就農形態、就農場所、作目等)を把握し、新規就農者サポート体制の構成員等と連携の上、就農に向けたサポート等を適切に実施する。 2 事業実施主体は、実施要綱別記4の第2の4に掲げる事業を実施するときには、研修修了後、研修受講者に対するアンケート等により、研修の効果や改善点等を把握し、事業の検証結果を第18の1に掲げる事業実績報告書に記載する。 3 事業実施主体は、実施要綱別記4の第2の4に掲げる事業を実施するときには、事業実施年度から第2の1の成果目標で作成した目標年度の翌年度までの間、アンケート等により、研修受講者の就農状況等を調査する。 4 事業実施主体は、ウによる調査結果を取りまとめ、調査実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第26号により、知事又は総合振興局長等に報告する。 5 事業実施主体は、ウによる調査結果も踏まえ、研修受講者に対する継続的なフォローアップ及び研修カリキュラムの改善に努めるものとする。 	(新設)	新育策別正と設規総施4れ伴のでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、
附則1 この要領は、令和4年6月9日から施行する。 2 1の規定にかかわらず、この要領は令和4年4月1日から適用する。附則1 この要領は、令和5年5月11日から施行する。 2 1の規定にかかわらず、この要領は令和5年4月1日から適用する。	附則 1 この要領は、令和4年6月9日から施行する。 2 1の規定にかかわらず、この要領は令和4年4月1日から適用する。	